
一般社団法人 The Potter's House 定款

平成 26 年 8 月 〇 日 作成

平成 26 年 8 月 〇 日 公証人認証

平成 26 年 8 月 〇 日 法人設立

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 The Potter's House と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、キリスト教を教え広めることを目的とし、その目的を達成するため、次の各号の事業及びそれに付随する一切の業務を行う。

- 一 「The Potter's House」東京本部の運営
- 二 「The Potter's House」の系列のその他の教会の運営

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人のホームページ(<http://pottershousenjapan.com>)に掲示して行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、総社員全員の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失院宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

2 社員が退社するには、当法人所定の様式による届出をしなければならない。

第3章 社員総会

(開催)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年5月にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第9条 社員総会は、代表理事が招集する。代表理事が招集できない場合には、理事総数の過半数の賛成に基づき他の理事の中から当該招集者を選出する。

2 社員総会の招集通知は、会日の2週間前までに社員に対して発する。

(決議方法)

第10条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第11条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が議長となれない場合には、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第13条 社員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第14条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他「特殊の関係」(法人税法施行規則第二条の2各号)がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第15条 理事及び代表理事は社員総会の決議にて選任する。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結時までとする。

(解任)

第17条 理事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬)

第18条 理事が受ける職務執行の対価としての報酬は、社員総会の決議で定める。

2 前項の報酬の額は、社会通念上相当とされる額を超えてはならず、「特別の利益」(法人税法施行令第三条3号)にあたる部分についての社員総会決議は無効とする。

第5章 計算

(事業年度)

第19条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(残余財産の処分)

第20条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、国若しくは地方公共団体又は「次に掲げる法人」(法人法施行令第3条1項2号)に該当する法人に贈与するものとする。

2 その贈与先については、社員総会決議において決定する。

(剰余金の非分配)

第21条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(特別の利益)

第22条 当法人は、何人にも「特別の利益」(法人税法施行令第3条3号)にあたる利益を授与しない。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の社員)

第24条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

東京都 武蔵野市 中町

設立時社員 ケース ゲーリー

東京都 武蔵野市 中町

設立時社員 ケースリサ

(設立時の理事、代表理事)

第25条 当法人の設立時の理事の氏名は、次の通りである。

設立時理事 ゲイリー・ケース

設立時理事 中村 和弘

設立時理事 グレッグ・ミッシェル

2 設立時の代表理事の氏名及び住所は、次の通りである。

住所 東京都武蔵野市中町

設立時代表理事 ゲイリー・ケース